

中国事業の不正リスク対応 (4)

中国のデータ越境規制の影響：社内調査における個人情報等の取扱

弁護士法人大江橋法律事務所
松井 衡

PROFILE

一、中国のデータ越境規制の不正リスク対応への影響

中国で事業を展開する日本企業にとって、中国での不正リスクや、コンプライアンス上の問題やその兆候が見つかった場合、迅速に対象の事実関係にかかる情報を収集・調査して評価し、必要な場合に是正を行うことは、正しい対応です。日本の不正リスク対応基準や各種の内部統制の文脈でも、それが求められています。

一方で、中国における社内調査¹の実施においては、その過程（中国での証拠収集やインタビュー等）が中国法を遵守して行われる必要があります。例えば、中国現地法人の従業員からの内部通報をきっかけとする社内調査では、中国法が求める通報者の保護や²、個人情報の保護等のルールを遵守することになります。

日本企業の中国現地法人等における不正リスクに対応した社内調査では、日本本社の関与が必要なケースが多くあります。例えば、中国子会社の会計不正事案では、場合によっては日本本社の会計監査人への説明が必要なことが多くあります。中国現地法人による法令違反の事案でも、状況によっては、日本本社が現地における事案内容及び原因の特定から再発防止策の導入までをモニタリングすべき場合もあります。このような、国境を越えて（クロスボーダー）不正リスクに対応をする事案では、対応に必要な各種情報やデータの域外移転の際に、必要な法的要件を満たすことなどが必要となります。

二、多国籍企業の社内調査と中国法の間接的関係にかかる論考

中国事業が関係するクロスボーダー不正事案の社内調査の課題については、主に多国籍企業における中国関連事業の汚職防止法違反（中国の刑法・不正競争防止法等、日本等の外国公務員贈賄防止法及び／又は米国の Foreign Corruption Practice Act、いわゆるFCPA等の違反）の事案等

を題材としたかなりの数の論考が存在します。一つの背景として、米国当局（司法省及びSEC）が、FCPAの管轄の対象となる企業の中国事業における外国公務員への贈賄と会計不正を伴う事案について、これまで数多くの執行を行ってきたことが理由の一つであると思われます³。

その中で近年指摘されている課題の一つが、多国籍企業の社内調査に伴う各種情報・証拠の越境移転と、中国法（中国のデータ3法及び国際刑事司法共助法等）との抵触をいかに回避するかです⁴。

これらの課題にかかる議論のうち、中国国際刑事司法共助法（2018年成立）との関係では、同法の規制内容がその法律名から推測できるとおり、中国国内当事者から外国の刑事当局（米国司法省等）宛の証拠の提供にかかる規制であるため、基本的に民事事件には適用がありません。米国の刑事司法手続では、起訴猶予合意の締結に向けた司法取引手続の一環として、社内調査で得られた証拠や情報の刑事当局への提供が行われることがあります。日本企業（グループ会社）の社内調査においては、同法が問題になることはそれほど多くないので、本稿では省略します。

一方、社内調査における各種の情報の収集及び日本本社への提供の場面では、いわゆるデータ3法、すなわち個人情報保護法（以下、「PIPL」。2021年施行）、データ安全法（以下、「DSL」。2021年施行）、ネットワーク安全法（以下、「CSL」。2017年施行）等に基づく規制が問題になりえる場面があると考えます。例えば、中国現地法人の従業員のメール・アーカイブのデータ（以下、「メール・データ」）等を、日本本社が、グループ会社の社内調査の一環で証拠として分析し、又は収集・分析を委託するような場合、メール・データは、個人情報⁵等の中国のデータ越境規制の対象となる情報を含んでいるため、その範囲及び方法等を慎重に考える必要があります。

¹ 本稿においては、不正の疑いにかかる社内調査の他、いわゆる第三者調査委員会・特別調査委員会による調査も「社内調査」と呼んでいます。当局が実施する調査との比較からこれらを「社内調査」の一種とらえたものです。

² 中国女性権益保障法 25 条等

³ <https://fcpa.stanford.edu/investigations.html>（「中国において執行」を参照）

⁴ 比較的アクセスしやすい文献の例として、<https://fcpublog.com/2021/05/18/chinas->

[proposed-data-security-and-personal-information-protection-laws-will-impact-investigations/https://fcpublog.com/2018/12/10/practice-alert-china-asserts-judicial-sovereignty-with-new-b/](https://fcpublog.com/2018/12/10/practice-alert-china-asserts-judicial-sovereignty-with-new-b/)等。

⁵ 「電子的又はその他の方式により記録され、すでに識別され又は識別可能な、自然人と関連する各種の情報」（PIPL4 条）。

三、個人情報の収集・利用及び域外移転にかかるルールと手続

中国のPIPL、DSL及びCSLの規制する領域は相互に重なっている部分もあるのですが、主要な規制対象である個人情報の域外移転のルールを起点に、実務上の留意点を検討します。ここでは、中国現地法人が中国のサーバに保存している従業員のメール・データ等を、日本本社を含むグループ会社が、その社内調査のために使用しようとする場合を想定します。

個人情報の域外移転を行おうとする個人情報取扱者は、(1)国外受領者による個人情報取扱行為が本法（PIPL）に定める個人情報保護基準を満たすために必要な措置を講じ、保障し、(2) 国外受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱の目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人が国外受領者に対し本法（PIPL）の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を告知し、(3)原則として、個人の個別の同意を取得する必要があります（PIPL38条、39条）。さらに、域外移転の前提条件として、個人情報を国外に提供する必要がある場合、PIPL38条1項各号が定める条件のいずれか一つ、例えば、国家ネットワーク安全情報部門が制定する標準契約に従い、国外受領者と契約を締結して、双方の権利義務を約定する必要があります⁶。

個人情報の取得と域外移転の前提となる個別の同意については、個人情報取扱の原則として、PIPL13条乃至18条等が定めるルールに沿った、告知と同意の取得が必要とされます⁷。

一方、PIPL13条1項2号は、個人の同意の取得なくして個人情報を取り扱うことができる場合として、「個人を当事者の一方とする契約の締結、履行のために必要であるとき」（雇用契約も契約の一種です）、又は「法に従い制定された労働規則制度及び法に従い締結された集団契約に従い人事管理を実施するために必要であるとき」を挙げます。同項3号以下に定められた事由も、同意に代わる個人情報取扱の正当事由として検討できます。それに加えて、同法13条と同法39条の関係について、全国人民代表大会常務委員会のPIPL39条の解説⁸は、個人の（域外移転にかかる）同意について「本法（PIPL）13条の規定に基づき、もし域外への

個人情報の提供について、他の合法性の基礎がある場合、個人の同意を取得する必要はない」とも記載しています。

これらの規定を通読する限り、個人情報の収集・利用と、域外移転にかかる告知・同意の要件が一般的に強化されつつ、例外の範囲を含めてルールが複雑化してきています。これら状況の変化に対応し、各企業において従業員の個人情報取扱にかかる労働規則制度やその運用を既に調整している例も多く、採用時を含む従業員向けの告知の内容及び従業員による理解・同意の内容により、各企業での状況も多様になってきていると考えられます。

これらの傾向を考慮すると、中国に現地法人（連結子会社等）がある企業では、社内調査で現地法人の従業員のデータを収集・分析する必要が生じる前に、現地法人と共同で、その労働規則制度や各種の従業員の個人情報取扱にかかるポリシー、告知及び同意の取得状況を見直した上で、補充・修正すべき点がないかを確認しておくことが賢明かもしれません。それと併せて、調査においては、その目的を達成するために必要な限りで、最小限の対象・態様において個人情報を取り扱うように留意します。

四、データの域外移転にかかるその他の規制

なお、中国からの各種データの域外移転については、PIPL以外にも規制があります。例えば、DSL31条及びデータ域外移転安全評価規則によれば、「重要データ」（その定義は、「ひとたび改ざん、破壊、漏えい又は不法取得、不法利用等に遭うと、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等が脅かされる可能性のあるデータ」とされます。（同規則19条））を域外移転しようとする場合、データ取扱者は、同規則にそってデータ域外安全評価申告をして、合格の評価を受けなければなりません（同規則4条）。そのようなデータや情報が含まれる可能性のあるデータ・セットを、クロスボーダー調査事案で取扱おうとする場合には、これらの一連の規制を遵守できる措置を準備する必要がありますが、その定義が抽象的であるため、適用範囲を明確に判断することが難しい環境にあることにも留意が必要です。

⁶ さらに、2023年6月1日から施行された「個人情報の域外移転にかかる標準契約届出管理指針」等も参照してください。

⁷ 個人への個人情報取扱にかかる告知と同意の内容にかかる基準（原則及び例外・特別な規定）については、PIPLの定めその他、技術標準であるGB/T35273-2020「情報安

全技術・個人情報安全規範」（2020年制定）及びGB/T43574-2023「情報安全技術・個人情報の処理における通知と同意の実施に関する情報安全技術指針」についても参照することをお勧めします。

⁸ 『中華人民共和国個人情報保護法解釈』（2021年）104頁参照。

五、社内調査実施時の実務上の対応

これら複雑で、部分的に具体性に多様性のある（一部は抽象的な文言も含む）規制には、運用に不透明性が伴うおそれがあります。そのリスクを可能な限り回避する一つの選択肢としては、これら規制に対応した調査を実施する際に、中国に所在する専門性をもった外部ベンダー及び／又は専門家（中国資格を有する弁護士等）のリソースを起用することが考えられます。それらのリソースは、以下に挙げるサービスの提供により、レビューの対象や、その結果の共有範囲を、適法・適切な範囲に限定するための合理的な措置を取っていることが通常です。これらの措置により、情報の不必要な域外移転等を防止できる上に、収集したデータの使用目的や取扱方法を明確にすることで、データの収集及び利用形態の正当性を説明しやすくなるという利点もあります。

中国においてメール等のデータ・レビューを支援する専門ベンダーは、検討対象のデータ・セットからこれら規制の対象となる機微な情報を削除するか、又はレビュー対象から除外してデータ・レビューを可能にするサービスを提供しています。それと併せて、事案との関連性等に基づいて、レビュー対象文書の絞込を委託します。さらに、必要な範囲を特定して、レビュー結果を依頼者に報告するように委託します。このように、調査範囲や取得したデータ・セットの状況等に合わせたレビュー・調査体制を構築するように依頼することで、状況に合わせた調査の効率化を支援させることができます。

六、近時の課題に対する平時からの準備について

本連載の第2回目では、実際の不正調査において、対象会社で証拠となるPCの提供を要請したところ対象会社からそれを拒絶され、事実上データを隠滅された事案の紹介をしました⁹。また、最近でも、中国の関連会社における不正調査において、社内調査に向けて業務用PCをフォレンジック処理のため提供するよう要請したところ、対象の中国現地法人従業員が、個人情報の存在などを理由として、その一部を断ったとされる記載のある報告書も公開されています¹⁰。

上記四、までの説明では、PIPL等が定めるデータ越境規制が、日本企業のグループ会社内での社内調査の実施方法等に係る制約になりうるという視点で説明してきました。この視点からすれば、平時からそのような規制及びそれを受けて調査対象者から想定される主張等への対応を準備しておくことが重要になります。前提となる社内の労働規則制度とその運用等をこれらの規制に沿った内容に調整し、従業員に必要な事前告知等を実施した上で、中国国内で収集した情報を、できる限り域外移転することなくして中国国内で分析し、是正までにつなげることができる体制を準備しておきます。社内リソースの状況によっては、外部リソースによるバックアップ体制の準備が有用であることもあります。これらの準備は、情報の占有者（カスタディアン）等からの、情報媒体等の提供拒絶のリスクをできる限り少なくするアプローチの一つになると考えます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⁹ https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/CNL_02_04_matsui_2303.pdf

¹⁰ <https://www.nikkei.com/nkd/disclosure/tdnr/20230724525992/>

データ3法施行の影響として、中国国外に移転しようとするデータに従業員や取引先の個人情報が含まれる場合や、中国子会社においてその内部通報者から不正会計

通報を得た後の調査で日本本社に調査のためのデータを送ることに制限が生じるリスクを指摘する文献として、三宅亜紀子・鯉沼里枝「中国子会社における会計不正の動向」企業会計 Vol.75, No.7, 51頁（2023年）があります。